

事業資金の融資を受けたいのですが…

安心しかも低利な 公的融資制度のあっせんを 行っています

(あっせん手数料は無料です)



マル経融資制度(日本政策金融公庫)

- ・融資限度額 2,000万円
- ・担保・保証人不要(商工会議所の推薦が必要です)

融資対象者

- ・商工会議所の経営指導を原則6ヶ月以上受けており、経営の改善を
していこうとする方。
- ・従業員20人以下(特例業種-宿泊業、娯楽業を含む)の方、商業・
サービス業は5人以下の方。
- ・市内で1年以上、事業を営んでいる方。
- ・所得税(法人税)等の税金を完納している方。
- ・日本政策金融公庫の非対象業種でない方。

その他主な公的融資制度

「保証人がいない」「担保がない」という場合でも
お気軽にご相談下さい

●国(日本政策金融公庫)普通貸付

- ・融資限度額 4,800万円
- ・担保・保証人適宜
- ・ほとんどの業種が対象になります
- ・新規開業の方も利用できます

●千葉県(小規模事業資金)

- ・融資限度額 5,000万円(小口零細企業保証に付す場合は、1,250万円)
- ・保証協会の保証が必要です
- ・原則保証人は不要です(担保不要)
- ・<小口零細保証枠>
小規模事業者(従業員20人(商業・サービス業は5人)以下)で、かつ信用
保証協会の全ての保証債務残高の合計が、1,250万円以内の方
- ・<一般枠>上記を超える資金を必要とするもの

●八街市(事業資金)

- ・融資限度額 運転資金1,000万円、設備資金1,500万円
- ・保証協会の保証が必要です
- ・原則保証人は不要(担保適宜)
- ・市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいる方
- ・市税を滞納していない者等

- ・融資利率など詳しくは商工会議所指導課までお問い合わせ下さい。
- ・いずれの融資制度もご利用にあたりましては、条件・審査等ございます。
決算内容等により、あっせんできない場合もあります。